

沖縄ビジネスソリューション専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、SAP エンジニアとして必要とされる総合的・専門的な知識の習得、必要な能力の育成及び教養の向上を図り、社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、沖縄ビジネスソリューション専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を沖縄県浦添市経塚612番3号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員、学級数)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼・夜・通信の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
工業専門課程	SAP エンジニア科	昼	2年	40人	80人	2	
	計			40人	80人	2	
合計				80人	80人	2	

(在学年限)

第6条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(学年及び学期の終始期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 夏季休業 8月1日から8月31日まで(約4週間)
- (5) 冬季休業 12月26日から1月5日まで(約2週間)
- (6) 春季休業 3月28日から4月4日まで(約1週間)
- (7) 開校記念日 4月1日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては15時間をもって1単位、演習にあつては15時間をもって1単位、実験、実習及び実技にあつては30時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業及び終業の時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻
工業専門課程	SAP エンジニア科	昼	9時00分	16時30分

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 3人以上(基幹教員3人以上)
- (3) 事務職員 1人以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規程により大学に入学したものであって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
- (9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続、許可)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 本校に入学を許可された者は、所定期日に第23条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(休学、復学)

第17条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第19条 第11条に定める授業科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第20条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(褒賞)

第21条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第22条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 入学金、授業料等

(納付金)

第23条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-----------|-------|
| (1) 入学検定料 | 10,000 | 円 |
| (2) 入学金 | 100,000 | 円 |
| (3) 授業料 | 1,000,000 | 円(年額) |
| (4) 教材実習料 | 250,000 | 円(年額) |
| (5) 施設利用料 | 250,000 | 円(年額) |

(納入及び納入の特例)

第24条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除するこ

とがある。

- 3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第 25 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を 3 箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

- 第 26 条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

(寄宿舍)

- 第 27 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第 28 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。

第 8 章 雑則

(施行細則)

- 第 29 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。